第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

		令和7年	4月1日	令和8年	4月1日	令和9年	4月1日	令和10年	F4月1日	令和11年	4月1日
	年齢	見込み・ 計画数	うち 新規整備								
就	0 歳 児		0.		598.		597.		595.		593.
学 前 児	1 歳 児		0.		645.		640.		639.		637.
童	2 歳 児		0.		653.		662.		656.		655.
数	合 計		0.		1, 896.		1, 899.		1, 890.		1, 885.
対	0 歳 児		0.		205.		204.		203.		208.
象 児	1 歳 児		0.		271.		260.		259.		251.
童	2 歳 児		0.		248.		251.		245.		238.
数	合 計		0.		724.		715.		707.		697.
利	0 歳 児		0.		0. 20		0. 22		0. 24		0. 26
用	1 歳 児		0.		0. 20		0. 22		0. 24		0. 26
	2 歳 児		0.		0. 20		0. 22		0. 24		0. 26
率	合 計		0.		0. 6		0. 66		0. 72		0. 78
△利	0 歳 児		0.		41.		44. 9		48. 7		54. 1
二 _用 	1 歳 児		0.		54. 2		57. 2		62. 2		65. 3
- ズ ^者)数	2 歳 児		0.		49. 6		55. 2		58. 8		61. 9
数	合 計		0.		144. 8		157. 3		169. 7		181. 2
必	0 歳 児		0.		410.		448. 8		487. 2		540. 8
必要受入時	1 歳 児		0.		542.		572.		621. 6		652. 6
一	2 歳 児		0.		496.		552. 2		588.		618. 8
間	合 計		0.		1, 448.		1, 573.		1, 696. 8		1, 812. 2
~必	0 歳 児	0.	0.	3	3.	3	0.	3	1.	4	0.
整要 備定	1 歳 児	0.	0.	4	4.	4	0.	4	0.	4	0.
量員	2 歳 児	0.	0.	3	3.	4	1.	4	0.	4	0.
〜数	合 計	0.	0.	10	10.	11.	1.	11	1.	12	0.

		参照:子ども・子育-	て支援事業計画P.48-P.49		
		R8	R9	RIO	RII
0歳児	(児童数-確保量+認可外保育施設)/2	(598-197+8) /2=205	(597-197+8) /2=204	(595-197+8) /2=203	(593-185+8) /2=208
I歳児	児童数-確保量+認可外保育施設	645-383+9=271	640-389+9=260	639-389+9=259	637-395+9=251
2歳児	児童数-確保量+認可外保育施設	653-414+9=248	662-420+9=251	656-420+9 = 245	655-426+9=238

令和5年度アンケート結果 p.81
乳児保育、延長保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実 26.1%
第3期計画内でニーズがある26%を目標に段階的に設定 R8:20%、R9:22%、R10:24%、R11:26%

必要受入時間数:利用者数×月一定時間 (10h) 必要定員数:必要受入時間数÷176h (8時間×22日)

参考資料

事 務 連 絡 令和6年12月27日

各 都道府県・市区町村 こども誰でも通園制度担当課 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について(依頼)

日頃より保育施策の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、本年10月10日発出の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver. 2)」において、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難な場合においては、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めることとしています。

今般、代替措置として自治体が策定すべき代用計画を別添のとおり定めましたのでお送りいたします。

【代用計画策定における注意事項】

- ・ 令和7年度の事業開始までに策定をお願いします。
- ・ 支援事業計画に代わるものであることを踏まえ、地方版子ども・子育て会議 の意見を聴取いただくようお願いします (会議日程等のやむを得ない事情が ある場合は事業開始後でも可)。
- ・ 策定した計画については子ども・子育て支援交付金の交付申請時の添付書類 とすることを想定しております。

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係

TEL: 03-6858-0078

E-mail: hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

(参考)

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の 考え方(改訂版 ver. 2)(抜粋)

<6> 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、**②乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)**、③産後ケア事業(以下<6>において「新規三事業」という。)が新たに創設され、令和7(2025)年4月から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

新規三事業の「量の見込み」については、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

なお、法改正による制度創設から第三期市町村支援事業計画の始期(令和7年度)までの期間を踏まえ、新規三事業について、<u>第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。ただし、この場合においても、令和7年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。</u>

子ども・子育て支援交付金の交付に当たっては、代替措置により新規三事業を実施する場合、市町村支援事業計画に基づき実施されているものとみなし、交付の対象とすること。

また、原則通り令和7年度から新規三事業について市町村支援事業計画に量の見込み等を設定した場合であっても、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。

【前提】

- ①一時預かり事業のように「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なる。
- ②こども中心に考え、こどもの成長の観点から「すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育 環境を整備する」ことを目的としており、「こどもまんなか」の政策
- ③0~2 歳児の約6割が未就園児であり、子育て家庭の中に「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者もおり、そうした保護者への支援の強化
- ④全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化

【対象年齢】

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業に通っていない 0歳児から満3歳児未満のこども

【利用可能時間】

こども1人当たり月10時間を上限とする。

【利用料金】

こども1人につき1時間300円程度(事業所が設定し、徴収)

【委託料】

0歳児:こども1人1時間当たり1,300円

1歳児:こども1人1時間当たり1,100円

2歳児:こども1人1時間当たり900円

※1時間以上の利用は30分単位で実施することも可能。30分に係る部分は上記額に1/2を乗じた額

【利用料減免】

ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和 25 年法律第 |44 号)第 6 条第 | 項に規定する被保護者である場合

こども1人当たり1時間300円を上限

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による 市民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)

こども 1 人当たり 1 時間 240 円を上限

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市民税の同法第 292 条 第 | 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市民税所得割合算額」という。)が 7 万 7,101 円未満である場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

こども 1 人当たり 1 時間 210 円を上限

工 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援 が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に 係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(アからウに掲げる場合を除く。)

こども 1 人当たり 1 時間 150 円を上限

【加算】

(ア)障がい児とは、市が認める障がい児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見提出など、障がいの事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

障がい児:こども一人1時間当たり400円

(イ)医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもであると市が認めたこどもをいう。

医療的ケア児:こども一人1時間当たり2,400円

(ウ)要支援家庭のこどもとは、例えば、こども家庭センターによるサポートプランが作成されている、若しくは作成の対象となっているなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると市が認めた家庭のこどもをいう。

要支援家庭のこども:こども一人1時間あたり400円

【実施方法】

①一般型(詳細は、実施に関する手引き 参照)

- ・在園児の保育体制とは別に、乳児おおむね3人に対して I 人、満 I 歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者 I 人以上を配置すること。
- ・従事者の半数以上が保育士となること。
- ・配置する従事者が2人を下回らないこと。
- ・設備は、在園児と合わせた受入人数に対して、必要な面積を満たしていること。

②余裕活用型(詳細は、実施に関する手引き参照)

- ・利用定員から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象
- ・空き定員枠を活用する。
- ・定員内での受入のため、基本的に各クラスの保育者による受入が基本となる
- ・空き定員の変動に合わせて、本制度の受入枠も増減する。

※定員が埋まると本制度自体が利用できないことがないよう、I 年通じて空きがあるところでの実施したり、他施設での利用に適切につながることができるよう配慮したり、保護者への事前周知を行い、理解を得る必要がある。

【実施パターン】

①定期利用

利用する事業所を限定し登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業 所を定期的に利用する形

②柔軟利用

利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形

【スケジュール】

現在~12月頃:制度整理、条例案作成、実施園募集

12 月議会:認可、確認条例を制定予定

(認可基準は4月に内閣府令有り。確認基準については、内閣府令案が秋、冬頃の予定)

| 月以降:実施園決定、利用者への周知、利用申請受付

令和8年4月から「こども誰でも通園制度」実施

官

1

〇内閣府令第一号

を実施するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、 石破 及び同法 茂

内閣総理大臣

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

令和七年一月十四日

総則(第一条—第十九条)

乳児等通園支援事業

通則 (第二十条)

第一節 第二節

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第二十五条・第二十六条) 一般型乳児等通園支援事業(第二十一条—第

第三章 雑則 (第二十七条)

第一章

の内閣府令で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第二項 準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

第二十二条及び第二十五条(職員に係る部分に限る。)の規定による基準 の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の職員に係る部分に限る。)、 業者(市町村長 別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村 (特別区の長を含む。以下同じ。)の監督に属する乳児等通園支援事業(法第六条 (乳児等通園支援事

用する場合を含む。)及び第二十五条 (設備に係る部分に限る。)の規定による基準 例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条 第二十条、第二十一条(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条(第二十六条において準 第十五条、第十八

町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める 規定による基準以外のもの 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市

幼児」という。)が、 下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児 は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以 以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職 (乳児等通園支援事業を行う事業所 (以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。 心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (以下「利用乳

内閣総理大臣は、 設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下 のとする。 通園支援を提供することにより、 う。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等 . 利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するも 「最低基準」とい

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置して という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準の向上) る場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければ 最低基

2 準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊 して、その運営を行わなければならない。

2 3 に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
・乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会 乳児等通園支援事業者は、 自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を

改善を図るよう努めなければならない。 図らなければならない 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、 常にその

ならない。 乳児等通園支援事業所には、 法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければ

る危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対す

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を 練を除く。)をするように努めなければならない。 設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練 (乳児等通園支援事業者と非常災害) (次項の訓

官

2 乳児等通園支援事業者は、 少なくとも毎月一回、 避難及び消火に関する訓練を行わなければなら

(安全計画の策定等)

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごと 条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならな の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この 取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員 に、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、 3 2

2 練を定期的に実施しなければならない。 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓

3 護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、 保

うものとする。 乳児等通園支援事業者は、 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行

(自動車を運行する場合の所在の確認)

ばならない。
の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなけれの利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利**第八条**乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利

様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を ならない。 置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認 日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装 席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座 (利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければ

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福 でなければならない。 祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するた めに必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならな

らない。 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければな

2

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十一条 乳児等通園支援事業所は、 併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる 通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を 他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、 負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 社会的身分又は利用に要する費用を

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為 (虐待等の防止)

その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (衛生管理等)

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水につい 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、

正に行わなければならない。 乳児等通園支援事業所には、 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行 機能を有する設備を備えなければならない。 う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。

- 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- その提供する乳児等通園支援の内容
- 職員の職種、員数及び職務の内容

四三

乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

2

- 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 七六五 乳児等通園支援事業の利用の開始、 緊急時等における対応方法 終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- 第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、 る帳簿を整備しておかなければならない。 財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにす
- 第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又は その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者 等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要 児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、 (苦情への対応) 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼
- な措置を講じなければならない。 に場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受け

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

官

- 第二十条 乳児等通園支援事業は、 一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業と
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、 乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないも
- 3 数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の 業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利 庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事 いう。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家 育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」と 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、

第二節 一般型乳児等通園支援事業

- 第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。 の設備の基準は、次のとおりとする。
- ふく室及び便所を設けること。 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、 乳児室又はほ
- 乳児室の面積は、 乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 四三 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること、 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

3

- を設けること。 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所
- 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- るものであること。 のイ、口及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当す 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、 次
- 条第九号の三に規定する準耐火建築物であること 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同
- それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、

という。 とは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
殳 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階定する構造の屋内階段 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規
屋外階段屋外階段に準ずる耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備に準ずる耐火構造の屋外傾斜路又はこれ定する構造の屋内階段
外階段外階段外階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内階段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段の屋内間段<l< td=""></l<>
屋外階段 「現各号又は同条第三項各号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又待避上有効なバルコニー第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
屋外階段
施設又は設備

に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその

第二十二条

一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第

4

>延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、 かつ、 当該調理設備の外部へ

一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしてい

保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が

施されていること。 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、 建具等で可燃性のものについて防炎処理が

事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」 その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知 百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっ ては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) いう。)を置かなければならない。

2 支援事業所一につき二人を下ることはできない。 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児 .おむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ただし、一般型乳児等通園

3 支援事業に従事する職員を一人とすることができる。 でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するもの

る支援を受けることができ、 業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)によ 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下 「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事 かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士

火曜日

(乳児等通園支援の内容) うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行 保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であって、

令和 **7** 年 **1** 月 **1 4** 日

第二十三条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じ 関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針 て提供されなければならない

保護者との連絡)

等通園支援の内容等につき、 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、 その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第二十五条 という。)の設備及び職員の基準は、 めるところによる 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」 次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定

保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (保育所に係るものに限る。)

臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大

る基準(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制: 一号 職員、 設備及び運営に関す

年厚生労働省令第六十一号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成二十六

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 この場合において、第二十三条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通 乳児等通園支援事業を行う者」とする。 園支援事業」とし、第二十四条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型

第三章 雑則

(電磁的記録)

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、 行うことができる。 ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ 条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当 形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この この府令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図 作成その他これらに類するもののうち、

第一条 この府令は、 (施行期日) 令和七年四月一日から施行する。

第二条 この府令の公布の日から令和七年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援 等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)第四条の規定による改正後の法第三十四条の 当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。 十六第一項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、